

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	谷内地区 (町井・晴山館迫・館迫・鷹巣堂・谷内・砂子・小原・倉沢・小倉・中通・白土)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日 (第1回)

※本協議結果は、各農家組合で行った集落営農ビジョンの話し合いの内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内の集落営農型経営体、10ha超を作付する個人経営体が農地集積の中心を担う。一方、地域内の人口減少、農業従事者の高齢化が深刻化しており、農業後継者の確保・育成が急務の課題として挙げられる。

・当地域は中山間地域に所在しており、「水田区画が狭小」、「水田への給排水が悪い」等の条件不利地が多い。一部集落において、基盤整備事業に着手する等の耕作条件の改善に努めている。耕作継続が困難な農地については、中山間組織による維持管理が行われており、現状は著しい荒廃等は発生していない。

・イノシシやシカによる食害も発生しており、今後、電気柵を設置する等による鳥獣害への対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻が主要品目。そのほか水田転作としてそば、ハト麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。基盤整備実施区である砂子集落においては、法人が中心となり高収益作物(ピーマン)の栽培を行う。

・一部の集落においては、昨今の資材価格高騰等の状況を鑑み、有機・減農薬等の農法を取り入れるべく検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	817 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	817 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。受け手の確保が困難な場合には、地域外の経営体への集積を検討する。 ・集約化への取組については、経営体間の話合いを基に農地交換等を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地流動化を円滑に行うべく、地域集積協力金の交付を視野に入れながら地域全体として農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・砂子集落において、令和5年度より基盤整備事業着工。令和11年竣工を目指す(受益面積65.5ha)。 ・猿ヶ石集落、鷹巣堂集落において基盤整備に向けた検討を進めている最中。早期着工に向け集落内の機運を高めていく。 ・相続未登記農地が発生した際は、事業効果を維持する観点から安易に地区除外せずに、機構法の利用権設定制度や、所有者不明土地管理制度を活用し粘り強く取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内から農業従事者の確保に向けて取組む。 ・市やJA等と連携し、担い手確保に向けた支援情報等を共有していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<p>主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカ、イノシシ等の鳥獣害に備え、電気柵を設置する等により対策を講じる。
- ②資材価格高騰の情勢を鑑みて、有機・減農薬による農法を取り入れていく。
- ③ドローンを活用した効率的な農薬散布を行う(コスト面に考慮し、作業委託による散布を検討中)。また、法面の草刈の省力化に向けラジコン草刈機の導入を検討する。
- ⑦耕作継続が困難な農用地については、中山間組織、協定参加者による保全管理を行っていく。